

共創の場形成支援プログラム

他機関等との連携強化による
拠点ビジョン実現の高度化・発展支援
提案要領

募集期間 令和6年9月18日（水）～令和6年10月8日（火）



令和6年9月

目次

1.	趣旨	1
2.	支援概要	2
2.1	支援 1：新規連携による新たな取組への支援	2
2.1.1	支援目的	2
2.1.2	提案対象拠点	2
2.1.3	提案内容	3
2.1.4	実施期間	4
2.1.5	委託研究費	4
2.1.6	選定予定数	5
2.2	支援 2：令和 5 年度採択提案の延長の支援	6
2.2.1	支援目的	6
2.2.2	提案対象拠点	6
2.2.3	提案内容	6
2.2.4	実施期間	7
2.2.5	委託研究費	7
2.2.6	選定予定数	7
3.	公募・審査について	8
3.1	提案の方法及びスケジュール	8
3.1.1	提案の方法	8
3.1.2	提案書の提出期限	8
3.1.3	提案に必要な書類（提案書類）	8
3.1.4	提案情報の取り扱い	9
3.2	審査の方法及びスケジュール	9
3.2.1	審査の方法	9
3.2.2	審査の手順	9
3.2.3	審査の観点	10
3.2.4	結果の通知等	11
3.2.5	スケジュール	12

4.	支援決定後のながれ	13
4.1	委託研究契約の締結等	13
4.1.1	委託研究契約の締結	13
4.1.2	プロジェクト実施計画書への反映	13
4.1.3	委託研究契約に基づく、必要な事務処理について	13
4.1.4	取得物品の帰属	13
4.2	進捗管理と評価	14
4.3	その他	14

1. 趣旨

共創の場形成支援プログラムは、令和2年度より開始し、「バックキャストによるイノベーションに資する研究開発」とそれを支える「自立的・持続的な拠点の形成が可能な産学官共創システムの構築」をパッケージで推進しています。

本プログラムの共創分野・地域共創分野では5つの領域を設定しており、各領域内で拠点間の情報交換や連携が期待されますが、更なる拠点活動の充実化や成果最大化に向けては、本プログラムや領域内での相互連携等の活動に留まらず、拠点の取組内容（拠点ビジョン、社会課題、研究開発内容や専門性）で関連性・強みのある他機関との連携による相互補完・相乗効果の発揮が有効であると考えられます。

こうした状況を踏まえ、JSTでは、本プログラムの共創分野・地域共創分野の本格型拠点を対象に、他機関等との連携強化による拠点ビジョン実現の高度化・発展を図る提案を募集し、追加的な支援（以下、「連携支援」という。）を行います。また、本連携支援を通じて、各拠点で進めているイノベーションに資する研究開発と産学官共創システムの構築への取組の高度化・発展を目指します。

2. 支援概要

本連携支援では、下記の【支援 1】【支援 2】を設定しています。各支援の提案対象拠点や提案内容、実施期間、研究費を確認の上、提案してください。

なお、1 拠点からの提案は各支援 1 件までとします。支援 1,2 の両方の提案対象拠点である場合は、2 つの支援への同時提案は可能です。

2.1 支援 1：新規連携による新たな取組への支援

2.1.1 支援目的

拠点における産学官共創システムの構築、社会実装の実現に向けた体制・仕組みづくりの一環として、本連携支援の提案主体となる拠点（以下、「主宰拠点」という。）が取り組む解くべき社会課題や、技術・研究開発といった拠点の取組内容の面で関連性がある他機関等との連携により、現在の主宰拠点の体制における不足を補う又は相乗効果の発揮等を通じて、研究開発力や課題解決力を大きく強化・拡充させ、拠点ビジョン（未来のありたい社会像）実現の高度化・発展[※]を図る取組を支援します。

※「拠点ビジョン実現の高度化・発展」とは、具体的には、以下を意味します。

- ✓ ターゲット等の内容が充実する（成果の受益の範囲拡大・度合いの向上）
- ✓ 拠点の卓越性が高まる（それにより国内外で拠点の認知度が向上）
- ✓ 主宰拠点が掲げているターゲットや各研究開発課題の達成に向けた取組の強化・拡充により、拠点の発展可能性が広がる

2.1.2 提案対象拠点

主宰拠点の対象は、以下に記載した本プログラムの各拠点です。

令和 2 年度採択の共創分野（本格型）

令和 3 年度採択の共創分野（本格型）、地域共創分野（本格型）

令和 4 年度昇格の共創分野（本格型）

令和 4 年度採択の共創分野（本格型）、地域共創分野（本格型）

令和 5 年度昇格の共創分野（本格型）、地域共創分野（本格型）

令和 6 年度昇格の共創分野（本格型）、地域共創分野（本格型）

2.1.3 提案内容

- 本連携支援において、主宰拠点は、新たに主宰拠点に参画する国内外の機関（以下、「連携機関等」[※]という。）と連携した提案であること。
- 「連携機関等」は、主宰拠点の「拠点ビジョン実現の高度化・発展」に向けて、主宰拠点と相補する十分な強み（学術面での強み、社会実装に向けた強み、データ基盤、実験装置・機器等、テストベッド・実証フィールドなど）を有する機関等であること。

※連携機関等は、本連携支援の実施にあたって新たに追加する参画機関を指します。なお、主宰拠点の既存参画機関（代表機関を含む）であっても、新メンバーの追加、既存メンバーのコミットメント（エフォート等）の増大により、その活動が著しく充実し、主宰拠点の拠点ビジョン実現の高度化・発展に大きく資する場合、当該グループ等を、「連携機関等」と位置づけることができます。大学等を除く機関および海外機関を連携機関等とすることは可能です。また、本プログラムの拠点（共創分野、地域共創分野、及び政策重点分野の全拠点）の参画機関（代表機関を含む）を連携機関等として提案することも可能です。なお、主宰拠点は、別の主宰拠点の提案において連携機関等として参画することは可能です。ただし、主宰拠点が申請した提案と実質的に同一内容の提案への参加はできません。

※連携機関等は、参画機関として位置付けられるため、本プログラムの公募要領および JST 委託研究契約事務処理説明書において参画機関に求められている諸要件を満たす必要があります。

- 連携内容は、例えば、拠点ビジョン（未来のありたい社会像）実現の高度化・発展に向けた以下のような取組が考えられます。
 - ・ 所要の異なる要素技術を相補するケース
 - ・ 基礎研究力と応用開発力を相補するケース
 - ・ 社会的受容性（社会制度・規制面や事業開発等）の面で主宰拠点に寄与するケース
- 主宰拠点と、解くべき社会課題や技術・研究開発の面で関連性があり相補・相乗することとなる他プログラム（その構成するプロジェクト）の参加機関等が、連携機関等となって、主宰拠点と当該の他プログラム・プロジェクト[※]との橋渡し役を担う申請については、優先的に採択します。

※「他プログラム・プロジェクト」の対象は、原則として、本プログラム以外で、省庁等の公募により競争的に獲得される経費のうち、研究に係るものであって、本連携支援申請時点で、連携機関等となる機関が参画・実施しているものを指します。例としては、「ムーンショット型研究開発事業」、「グリーンイノベーション基金事業」、「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」、「デジタル田園都市国家構想交付金^{※※}」が想定されますが、これらに限定されません。

※※地域中核・特色ある研究大学総合振興パッケージの関連施策の1つ

- 令和5年度連携支援に採択された拠点が本支援へ提案する場合、既採択課題の内容を延長するものではなく、既採択課題とは異なる提案であり、研究開発力や課題解決力を大きく強化・拡充させ、拠点ビジョン実現の高度化・発展を図るための取組として、必要性・有効性が特に高い新たな取組に限ります。

2.1.4 実施期間

本支援の実施期間は、最長2年度（契約締結日から令和7年度末まで）です。

※2年度目終了前の審査を経て、最長3年度（令和8年度末）まで延長する場合があります。

2.1.5 委託研究費

本支援の委託研究費申請の上限は、1 課題（拠点）当たり 7,400 万円/年度(間接経費含む)です。

注1) 連携内容や、連携機関等の規模等を踏まえ、適切な予算規模にて申請すること。なお、審査委員会が予算の査定を行います。

注2) 連携機関等として、本プログラムの共創分野・地域共創分野・政策重点分野の他拠点（および他拠点の構成機関等）のみと連携して提案する場合、申請金額の上限は、2,600万円/年度（間接経費含む）（審査過程において本ケースに該当すると見做された場合を含む）とします。

注3) 委託研究費の額は、選定後、審査結果及び予算状況等に基づき調整することがあります。

注4) JSTが大学等に委託研究費として各拠点の委託研究契約に追加する委託研究費は、直接経費及び間接経費（原則、直接経費の30%）の総額となります。

本連携支援による直接経費及び間接経費の取り扱いは、JSTが定める委託研究事務処理説明書に従ってください。JSTは、各拠点の委託先研究機関との「委託研究契約」に含めて契約を締結し、委託研究費として追加配分します。

2.1.6 選定予定数

4 件程度を予定しています。

2.2 支援 2：令和 5 年度採択提案の延長の支援

2.2.1 支援目的

令和 5 年度連携支援における既採択課題のうち、実施期間の 1 年度間の延長により優れた成果が期待される場合、追加支援を行います。本延長支援により、これまでの連携支援での取組/成果を踏まえて、研究開発力や課題解決力を更に強化・拡充させ、拠点ビジョン実現の高度化・発展を図ります。

2.2.2 提案対象拠点

令和 5 年度連携支援に採択された拠点

2.2.3 提案内容

- これまでの連携支援での「連携機関等」[※]との連携を継続する取組であること。なお、必要に応じて連携機関等を一部追加・削除しても構いません。
- 「連携機関等」は、主宰拠点の「拠点ビジョン実現の高度化・発展」に向けて、主宰拠点と相補する十分な強み（学術面での強み、社会実装に向けた強み、データ基盤、実験装置・機器等、テストベッド・実証フィールドなど）を有する機関等であること。

※連携機関等の一部追加においては、主宰拠点の既存参画機関（代表機関を含む）であっても、新メンバーの追加、既存メンバーのコミットメント（エフォート等）の増大により、その活動が著しく充実し、主宰拠点の拠点ビジョン実現の高度化・発展に大きく資する場合、当該グループ等を、「連携機関等」と位置づけることができます。大学等を除く機関および海外機関を連携機関等とすることは可能です。また、本プログラムの拠点（共創分野、地域共創分野、及び政策重点分野の全拠点）の参画機関（代表機関を含む）を連携機関等として提案することも可能です。なお、主宰拠点は、別の主宰拠点の提案において連携機関等として参画することは可能です。ただし、主宰拠点が申請した提案と実質的に同一内容の提案への参加はできません。連携機関等は、参画機関として位置付けられるため、本プログラムの公募要領および JST 委託研究契約事務処理説明書において参画機関に求められている諸要件を満たす必要があります。

- 連携内容は、例えば、これまでの連携支援での取組/成果を踏まえて、拠点ビジョン（未来のありたい社会像）実現の高度化・発展を図る以下のような取組が考えられます。
- ・ 所要の異なる要素技術の相補、基礎研究力と応用開発力の相補の強化
 - ・ 社会的受容性（社会制度・規制面や事業開発等）の面での主宰拠点の取組のさらなる充実化

2.2.4 実施期間

本支援の実施期間は、1年度（令和7年度末まで）です。

2.2.5 委託研究費

本支援の委託研究費申請の上限は、**1 課題（拠点）当たり 7,400 万円（間接経費含む）**です。

注 1) 連携内容・効果や、連携機関等の規模等を踏まえ、適切な予算規模にて申請すること。なお、選考委員会が予算の査定を行います。

注 2) 委託研究費の額は、選定後、審査結果及び予算状況等に基づき調整することがあります。

注 3) JST が大学等に委託研究費として各拠点の委託研究契約に追加する委託研究費は、直接経費及び間接経費（原則、直接経費の 30%）の総額となります。

本連携支援による直接経費及び間接経費の取り扱いは、JST が定める委託研究事務処理説明書に従ってください。JST は、各拠点の委託先研究機関との「委託研究契約」に含めて契約を締結し、委託研究費として追加配分します。

2.2.6 選定予定数

11 件程度を予定しています。

3. 公募・審査について

3.1 提案の方法及びスケジュール

3.1.1 提案の方法

各拠点の代表機関から、電子メールにて提出してください。

提案書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

【提案書様式の入手方法】

以下の BOX より一式ダウンロードしてください。

提案要領・提案様式一式

<https://jst.box.com/s/lxsymgno8uy3pjbs730y5yut64jdnpi>

パスワード：jstjstJST

【提出先】

JST イノベーション拠点推進部 共創の場形成支援プログラム担当

電子メールアドレス coi-next@jst.go.jp

件名：【連携支援(令和6年度)】提案書提出

※ メール送信容量等懸念がある場合には、事前にご連絡ください。

3.1.2 提案書の提出期限

令和6年10月8日(火) 13:00

3.1.3 提案に必要な書類（提案書類）

以下の提案書類を作成してください。各様式の具体的な記載要領は、各様式に青字で注釈・例示をしています。提出時には青字及び様式中の注釈・例示は全て削除してください。

【支援1】

提案様式1_提案内容（支援1）

提案様式2_資金計画（支援1）

提案様式3_補足情報（支援1）

【支援 2】

提案様式 1_提案内容（支援 2）

提案様式 2_資金計画（支援 2）

提案様式 3_補足情報（支援 2）

提案書類作成にあたっては、様式を踏まえて簡潔かつ要領良く作成してください。

「提案様式 1」については、下中央に通し頁番号を付け、PDF 形式に変換の上、提出してください。PDF ファイルには印刷制限・コピー制限などのセキュリティ設定を行わないでください。

3.1.4 提案情報の取り扱い

提案書類等の提出物は審査のために利用します。

選定した個々の提案に関する情報（提案の概要、拠点名）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成 13 年法律 140 号）第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。これらの情報については、選定後 JST の本プログラムのホームページ等において公開する予定です。選定されない場合については、その内容の一切を公表しません。

3.2 審査の方法及びスケジュール

3.2.1 審査の方法

提案については、形式審査、書面審査、面接審査による審査を行います。審査の過程において、提案内容等について問い合わせを行う場合があります。

審査は非公開で行われますが、提案との利害関係者は、当該提案の審査を担当しません。

3.2.2 審査の手順

審査は、次の手順により実施します。

① 形式審査

提出された提案書類について、提案の要件（提案の対象、必要な書類の有無等）を満たしているかについて審査します。

② 書類審査

JST（共創の場形成支援プログラム 他機関等との連携強化による拠点ビジョン実現の高度化・発展支援審査委員会）にて、書類審査を実施し、面接審査の対象とする提案を選定します。

③ 面接審査

JST（共創の場形成支援プログラム 他機関等との連携強化による拠点ビジョン実現の高度化・発展支援審査委員会）にて、面接審査を実施します。

面接審査は、令和6年10月31日（木）、11月4日（月祝）を予定しています。実施要領・日程等は改めてお知らせいたします。

④ 課題の決定

書類審査及び面接審査の評価を踏まえ、JSTが採否を決定します。

3.2.3 審査の観点

審査（形式審査は除く）は、以下の観点に基づき総合的に実施します。

(1) 支援1：新規連携による新たな取組への支援

- ・ 拠点ビジョン実現の高度化・発展として、以下の①-③のうち一つ以上のことが十分に見込まれるか
 - ① ターゲット等の内容の充実化（成果の受益の範囲拡大・度合いの向上）
 - ② 拠点の卓越性の向上（それにより国内外で拠点の認知度が向上）
 - ③ 主宰拠点が掲げているターゲットや各研究開発課題の達成に向けた取組の強化・拡充による拠点の発展可能性の拡大
- ・ 連携機関等は、主宰拠点の「拠点ビジョン実現の高度化・発展」に向けて、主宰拠点と相補する十分な強み（学術面や社会実装に向けた強み、データ基盤、設備機器群、テストベッド・実証フィールドなどの利用実績など）を有しているか。またその強みは国内外の他機関と比較して十分であるか。
- ・ 主宰拠点と連携機関等との連携体制及びその中での連携機関等の役割は適切か
- ・ 拠点ビジョン実現の高度化・発展に向けた取組計画、本連携支援期間内で達成する目標（マイルストーン）は、明確かつ妥当であるか
- ・ 本連携支援期間終了後の展開において、主宰拠点と連携機関等において継続的な連携の構想が示されているか
- ・ 他プログラム（その構成するプロジェクト）の参加機関等が、連携機関等となり、主宰拠点と当該他プログラム・プロジェクトとの橋渡し役を担う場合、主宰拠点の解くべき社会課題

や技術・研究開発への相補・相乗効果が期待されるか

- ・ 令和5年度連携支援に採択された拠点が提案する場合、既採択課題とは異なる取組であり、研究開発力や課題解決力を大きく強化・拡充させ、拠点ビジョン実現の高度化・発展を図るための取組として、特に必要性、有効性が見込まれるか

(2) 支援2：令和5年度採択課題の延長の支援

- ・ 拠点ビジョン実現の高度化・発展として、1年度間の延長・追加支援により以下の①-③のうち一つ以上の大きな進展が十分に見込まれ、優れた成果が期待されるか
 - ① ターゲット等の内容の充実化（成果の受益の範囲拡大・度合いの向上）
 - ② 拠点の卓越性の向上（それにより国内外で拠点の認知度が向上）
 - ③ 主宰拠点が掲げているターゲットや各研究開発課題の達成に向けた取組の強化・拡充による拠点の発展可能性の拡大
- ・ 連携機関等は、主宰拠点の「拠点ビジョン実現の高度化・発展」に向けて、主宰拠点と相補する十分な強み（学術面や社会実装に向けた強み、データ基盤、設備機器群、テストベッド・実証フィールドなどの利用実績など）を有しているか（これまでの支援期間で連携機関等として参画している場合には、その強みを発揮しているか）。またその強みは国内外の他機関と比較して十分であるか
- ・ 主宰拠点と連携機関等との連携体制及びその中での連携機関等の役割は適切か
- ・ 拠点ビジョン実現の高度化・発展に向けた取組計画、本連携支援期間内で達成する目標（マイルストーン）は、これまでの連携支援での取組状況に基づき、明確かつ妥当であるか
- ・ 本連携支援期間終了後の展開に向けて、主宰拠点と連携機関等において継続的な連携体制の構築が進められているか
- ・ 他プログラム（その構成するプロジェクト）の参加機関等が、連携機関等となり、主宰拠点と当該他プログラム・プロジェクトとの橋渡し役を担う場合、主宰拠点の解くべき社会課題や技術・研究開発への相補・相乗効果が見込まれるか

3.2.4 結果の通知等

- ① 最終的に、全ての提案について結果の通知を行います。
面接審査前に、面接審査の対象となったか否かについて、全ての提案に対してご連絡します。

- ② 本連携支援が決定した拠点については、主宰拠点名、主宰拠点の代表機関名、本提案にかかる参画機関名・連携機関等名、実施概要を本プログラムのホームページ等で公表します。選定されない場合は、提案内容の公表は一切行いません。
- ③ 提案情報の管理については「3.1.4 提案情報の取り扱い」を参照してください。

3.2.5 スケジュール

- 募集開始 令和6年9月18日（水）
- 募集終了 令和6年10月8日（火） 13:00
- 書類審査 令和6年10月下旬
- 面接審査 令和6年10月31日（木）、11月4日（月祝）
- 審査結果の通知 令和6年12月以降
- 支援の開始 契約締結後、速やかに開始

4. 支援決定後のながれ

4.1 委託研究契約の締結等

4.1.1 委託研究契約の締結

JST は、委託研究費を追加配分する大学等との「委託研究契約」に含めて変更契約を締結します。拠点外研究機関連携として、新たに参画する大学等がある場合には、当該大学等と JST において新たに委託研究契約を締結します。この場合においては、当該拠点への参画に関しては、別途、計画変更申請書の提出が必要となります。計画変更申請については、本プログラムのホームページを参照してください。

4.1.2 プロジェクト実施計画書への反映

- ✓ 【他機関等との連携強化による拠点ビジョン実現の高度化・発展支援】については、各拠点の実施計画書へ反映ください。研究開発課題の追加、資金計画への追加、参加者一覧への追記等となります。代表機関がとりまとめて提出してください。
- ✓ プロジェクト実施計画書を作成し、実施計画書は年度ごとに作成し、各年度の実施計画は PO の承認を経て決定します。PO は実施計画の承認にあたり、事前評価の過程や、プロジェクトの進捗状況、各種評価の結果等を基に、実施計画に対する助言や調整、指示を行います。なお委託研究費及び実施体制は、PO によるマネジメント、各種評価の結果、本プログラム全体の予算状況等に応じ、プロジェクトの途中で随時見直しを行います。

4.1.3 委託研究契約に基づく、必要な事務処理について

JST では、委託研究契約書や事務処理説明書、府省共通経費取扱区分表等により、一部の項目について、本プログラム特有のルール・ガイドラインを設けています。詳しくは、最新の事務処理説明書等を参照してください。

4.1.4 取得物品の帰属

JST 事務処理説明書のとおりです。

JST が支出する委託研究費により大学等が取得した設備等については、大学等に帰属させること

が可能です。

なお、これら設備等は、善良な管理者の注意をもって適切に管理する必要があります。

4.2 進捗管理と評価

本連携支援の進捗状況等は、審査委員会により必要に応じて確認する場合があります。

4.3 その他

本提案要領に記載の無い事務手続き等については、JST が定める事務処理説明書及び本支援の担当者の指示に従ってください。